

死者に関する情報の取扱いについて

本市において、個人情報保護条例では、「個人情報」を「生存する個人に関する情報」と定義する一方、情報公開条例では、原則不開示とされる「個人に関する情報」に死亡した個人の情報も含まれるなど、両条例における「個人情報」は、必ずしも同一のものではなく、また、いずれの条例による開示請求があっても死者に関する情報は、原則開示されない。

このため、本市が保有する死者に関する情報について、開示又は提供が求められた場合、両条例の趣旨を踏まえながら、実施機関が個別に判断しており、案件によっては、その判断に苦慮することもあり、死者に関する情報の取扱いについて整理することが課題となっている。

1 死者に関する情報のとらえ方

(1) 個人情報保護条例（第2条）

- ・個人情報 生存する個人に関する情報 →死者の情報は対象外

【解釈】 死者に関する情報から血縁者等の生存する特定の個人が識別され、又はされ得る場合は、血縁者等自身の個人情報として保護の対象となる。

(2) 情報公開条例（第7条第2号）

- ・個人に関する情報 開示請求があった場合に不開示となる情報

【運用】 死者の個人情報の取扱い・・・「個人」には、死亡した個人も含まれる。

2 本市の現状（死者に関する情報についての対応）

(1) 遺族にも開示請求権を認めた事例

要介護認定された亡父に係る要介護状態の区分を審査するための書類について、相続人から開示請求があり、部分開示決定を行った。

【対応方法】 相続に係る訴訟の争点が遺言書の効力に関するものであったため、戸籍謄本と原告準備書面にて確認した。

(2) 情報提供を行った事例

高齢者施設において食中毒による死亡事件が発生し、死亡した入所者の検査結果について、遺族から開示請求があったが、情報提供により対応した。

【対応方法】 検査結果が残された遺族の情報でもあると判断するまでに至らなかったため、請求権を認めず、裁量的判断で情報提供を行った。

3 政令指定都市及び東京都の状況

(1) 条例における「個人情報」の定義

- ・「個人情報」を「生存する個人に関する情報」と定義している自治体
→ 札幌、千葉、静岡、浜松、大阪、北九州、東京都
- ・「個人情報」を「個人に関する情報」と定義している自治体
→ 仙台、さいたま、川崎、横浜、相模原、新潟、名古屋、京都、堺、神戸、岡山、広島、福岡、熊本

(2) 死者に関する情報の開示請求についての取扱い

① 個人情報保護条例上、遺族等の個人情報として解釈することにより一定の場合に、開示請求を認める自治体の例

東京都 「死者の個人情報に係る開示請求の取扱いに関する報告書（東京都個人情報保護委員会平成9年3月）」を踏まえた制度運営

北九州市 遺族等による死者の個人情報の開示請求取扱基準(平成19年12月1日実施)

名古屋市 (名古屋市個人情報保護条例の解釈及び運用)

死者に関する情報については、次に掲げる情報について、それぞれに定める遺族の個人情報として、開示請求を認めるものである。

- (1) 死者（成人に限る）の医療関係情報 父母、配偶者及び子
- (2) 死者が未成年者であった者に関する情報 生前に法定代理人であった者

② 個人情報保護制度外で、一定の場合に開示申出（情報提供の申出）を認める自治体の例

札幌市 札幌市死者情報取扱要綱

当該死者の配偶者、子又は血族である父母（いない場合は二親等の血族である者）

→ 次の死者情報（死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの）

- ・市立札幌病院等が保有する診療に関する記録、診療報酬明細書、介護保険に関する記録、救急出動報告書及び傷病者引継書

③ 個人情報保護条例上、死者の個人情報として一定の場合に、開示請求を認める自治体の例

仙台市 死者の相続人 → 相続した財産に関する情報

死亡当時未成年者であった死者の親権者 → 当該死者に関する情報

死者の死亡当時の配偶者、子及び父母（いない場合は二親等以内の血族）

→ 死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報（仙台市個人情報保護条例第15条）

川崎市 死者本人の配偶者、子又は血族である父母（いない場合は血族である兄弟姉妹）

→ 死者の保有個人情報（川崎市個人情報保護条例第16条第3項）